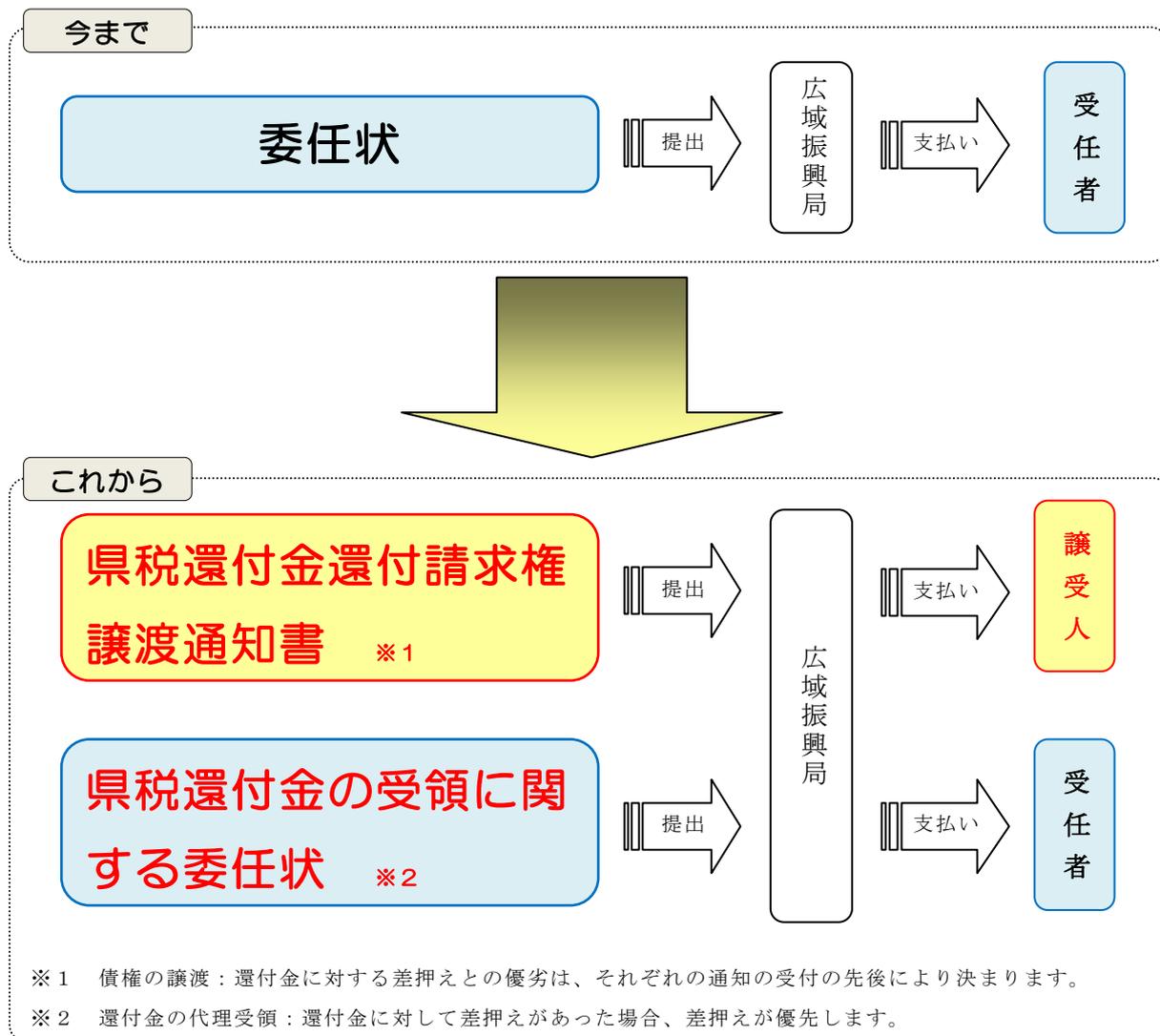


岩手県の還付に係る提出書類が変わります！！

本県では、県税還付金を納税義務者以外の方がお受け取りになる際の提出書類として**県税還付金還付請求権譲渡通知書**を新たに整備するとともに、現行の委任状の見直しを行いました。

なお、変更となりました書類は次のとおりです。



(注意)

提出時の確認書類及び注意事項については、それぞれの様式に記載しています。

Q & A

【県税還付金還付請求権譲渡通知書関係】

Q 1 なぜ、新たに様式を整備したのですか？

A 1 委任状では、還付金に対して差押えがあった場合は差押えが優先することから、差押えに優先する手段をとるための様式として整備したものです。

Q 2 この様式で提出すれば、還付金に対して差押えがあった場合でも譲受人が還付金を受け取ることができますか？

A 2 差押処分が執行される前に提出した場合は還付金を受け取ることができます。
ただし、記入内容及び添付書類に不備等がある場合は還付金を受け取ることができないことがあります。

Q 3 差押処分が執行された後に提出した場合はどのようになりますか？

A 3 差押処分を行った者へ還付金を支払うこととなります。

Q 4 譲渡人及び譲受人に未納の徴収金がある場合はどのようになりますか？

A 4 最初に譲渡人の未納に充当し、残余金がある場合は次に譲受人の未納に充当し、さらに残余金がある場合は譲受人に還付します。

Q 5 他県の様式を使用してもいいですか？

A 5 できる限り本県様式での提出をお願いします。
ただし、記載内容及び添付書類に不備が無ければ他県の様式でも構いません。

【委任状関係】

Q6 委任状で大きく変更したところは何ですか？

A6 大きな変更点として、納付日、還付金発生事由及び還付金発生日の項目を設けました。提出は還付金発生後にお願いします。(県税還付金還付請求権譲渡通知書も同様です。)

Q7 県税還付金還付請求権譲渡通知書の様式が整備されましたが、委任状で提出してもいいですか？

A7 記載内容及び添付書類に不備が無ければ構いませんが、差押処分が執行された場合は差押えが優先しますので、還付金を受け取ることができないことがあります。

Q8 他県の様式を使用してもいいですか？

A8 できる限り本県様式での提出をお願いします。
ただし、記載内容及び添付書類に不備が無ければ他県の様式でも構いません。

※ これら以外の御質問はお近くの広域振興局の県税窓口をお願いします。